

(法第28条関係)

平成28年度事業報告書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

特定非営利活動法人ふよう土2100

1 事業実施の成果

本年度は、定款に掲げる「子育て支援・障がい者支援に関わる事業」や「東日本大震災の被災者に対する復興支援事業」を中心に活動を続けて参りました。

年度当初に掲げた、東日本大震災の被災者に対する復興支援事業、児童、障がい者、高齢者等に対する相談援助に関する事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の推進に取り組んできましたので、それぞれの事業についての実施状況と成果についてまとめる。

(1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

放課後等デイサービス「がっこ」、多機能型事業所「える一む」の運営

- ・実施期間 平成28年4月～29年3月
- ・事業内容

平成27年1月にスタートした「放課後等デイサービスがっこ」、平成29年3月に開所した「える一む」で児童発達支援管理責任者を中心に、利用者の個性・能力に応じた支援プログラムを実施することによって、発達障害の子どもたちが安心して暮らせる生活のお手伝いをし、子どもたちの成長とともに社会参加できる場所を提供し、子どもたちができることを一つ一つ積み重ねていった。

- ・成果

1年間での利用者延べ人数は、延べ2400人。被災地で暮らす郡山市内の養護学校や特別支援学級に通う子供たちが安心して過ごせる場所を確保することができた。

える一むを開設したことによって、就学前からのサポートがよりきめ細かく実施できるようになった。

(2) 児童、障がい者、高齢者等に対する相談援助に関する事業

■障がい児の被災者家族のためのサポート事業

- ・実施期間
平成28年4月～29年3月
- ・実施場所

交流サロンひかり

・助成団体

- ① 東日本大震災復興支援財団「子どもサポート基金事業」 平成 28 年 4 月～29 年 3 月
- ② ジャパンプラットフォーム共に生きるファンド事業 平成 28 年 4 月～29 年 3 月
- ③ Yahoo!基金 復興支援助成事業 平成 28 年 10 月～29 年 2 月

東日本大震災や仮設住宅での生活が強いられている被災者。特に障害児を育てる親たちは、環境の変化に戸惑う子供たちの姿にストレスを抱えているため、被災地の障がい者家族の生活支援のために、「交流サロンひかり」で発達障害児童・生徒の生活相談や創作活動等の支援事業等を実施した。

■体験学習活動の実施

【主な活動】

- ・ 5 月 果樹園体験
- ・ 10 月 アート体験
- ・ 11 月きりたんぼ体験
- ・ 12 月りんご狩り体験
- ・ 1 月そば打ち体験

(成果)

なかなか専門職の方々にいらいことが、交流サロンひかりスタッフは話やすく、ほっとすることができた。障がい児家族のレスパイトに努めることができた。

社会・学校では障がいのあるなしなどの様々な要素で分けられ、互いに接する機会の少ない子供たちが、様々な体験学習活動を通じて、ひとりひとりが輝く空間、環境づくりに努めた結果、障がいのある子どもたちが自分自身がしっかりと認められ、自分ができることがあると再発見につながった。

■専門家講師による勉強会と支援相談会の実施

発達障害児童・生徒ならびにその家族のもつ困り感の理解を深め、支援のあり方について共有し、だれもが寄り添い助け合っていく共助社会の実現を目指すことを目的に発達障害児童・生徒の家族、支援関係者を対象とした講演会を郡山市内で開催。

参加人数

第 1 回 38 人 第 2 回 22 人 第 3 回 31 人

郡山市内の養護学校や特別支援学級に通う児童生徒の保護者や郡山市・本宮市の放課後等ディサービス事業所や児童クラブ職員など郡山市内外から延べ 91 人が参加した。

講演会終了後、保護者や支援者から希望者があれば、配布資料を送付。約 50 人に手渡した。

全 3 回の研修講演会、共通に参加者から出てきたのは、

「社会に出るための準備として、本人の自立（自律）に向けて、社会性や我慢すること、誤れることをいまから家庭の中で働きかけていきたいと思った」

「気づきと築き、確かに大切と思います」

といった言葉に象徴されるように、自閉症や発達障害の子どもたちが地域社会の中で、安心して暮らすために、いまを支える保護者や支援者が具体的にどのようなことに取り組むべきなのか？参加者ともに一緒に考えることができた。

■相談支援事業所ひかり相談室の運営

- ・実施期間 平成 28 年 4 月～29 年 3 月
- ・事業内容

平成 27 年 1 月にスタートした相談支援事業所ひかり相談室で相談支援専門員を障がい児者家族のケアプランを作成。本人、ご家族が慣れ親しんだ地域で安心して暮らせるようサポートに努めた。

- ・成果

1 年間での利用者延べ人数は、延べ 1,000 人。入学前のお子さんから中高年の障がい者からの相談を 24 時間体制で受け付け、対応し、本人・ご家族が安心できる時間を提供した。

(3) 東日本大震災の被災者に対する復興支援事業

①体験交流型復興支援事業スタディプログラム

- ・事業期間
平成 28 年 4 月～29 年 3 月 自主事業
- ・事業内容

通年にわたって、被災地支援に関心がある企業・団体・自治体・議会などの視察行程等のコーディネイト役を務め、延べ 250 人の訪問者に加えて、ボランティアや大学生延べ 50 人、合計延べ 300 人を案内してきた。

- ・成果

東日本大震災から 6 年が経過し、原発事故の風化が急速に進む中、いまだに自宅を奪われ、避難生活を強いられる県民の苦悩、これから福島で生まれ育てるこどもたちのために復興にむけて歩みだしている県民の姿を全国各地から参加した約 300 人に語り伝えることができた。参加者の減少をどう歯止めかけるかが、今後の課題です。

■今後の課題

1. 発達障害をもつ児童・生徒の学校外での支援のあり方について

発達障害をもつ児童・生徒は、通常学級あるいは特別支援クラスに在籍し子どもたち個々で発達障害の程度や本人の困り感は異なる。学校では個別支援計画に基づき子どもたち一人ひとりに適した学習面、生活面での支援方法を行っている。

一方、家庭においては学校と同等の支援ができない現状があり、それが子どもたちの学習面、生活面での改善を難しくしている。母親へ学習支援方法を伝え、家庭内でも実施できるようにするための仕組みが必要と思われる。

2. 支援員のスキルアップの必要性

この1年間でさらに郡山市内の放課後等デイサービス事業所数が増え、20事業所を超えた。事業所数が急増したために職員の質がいままで以上に問われるようになってきた。早期からの療育活動、社会で生きてゆくために必要な生活技術の教育、自立するための就労支援、また彼らが生き甲斐のある生活をおくるための余暇支援活動を学ぶために、自閉症セミナーやボランティアセミナーなどの積極的に参加し、スタッフの技術向上を図っていかなければならない。

引き続き福島県内のみならず、事業期間中に新たに知り合った障がい者支援団体とのネットワークを深めて、地域課題の解決に努めていきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出額(千円)
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	・放課後等デイサービス「がっこ」、多機能型事業「えるーむ」の運営	4月～3月	郡山市	10人	障がい者およびその家族 1,000人	22,803
児童、障がい者、高齢者等に対する相談援助に関する事業	・相談支援事業所ひかり相談室の運営	通年	郡山市	2人	一般市民 100人	4,235
児童、障がい者、高齢者等に対する相	・子育て支・障がい児支援サポート事業	通年	郡山市、須賀川市、本宮	10人	障がい者およびその家族 1,000人	2,164

談援助に関する事業	「障がい者と家族の支援」交流サロンひかりの運営		市、三春町			
東日本大震災の被災者に対する復興支援事業	・現地ガイドならびに語り部事業	通年	いわき市 双葉郡広野町、檜葉町、富岡町	5人	一般市民 300人	125

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	支出額(千円)
物品販売事業	当年度は未実施				

備考

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額を記載する。
- 3 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載する。
- 4 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数及び支出額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施しなかった場合も「実施しなかった」旨を記載する。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

